

2025 御殿場夏まつり歩行者天国 届出要項

1. 申込受付期間: 6月2日(月) ~ 6月27日(金) 必着 申込先: 出店者 ⇒ 地域責任者

- ① 本年は下記のとおり、必要な書類を地域責任者へ提出・ご申請ください。
- ② 支部長や商店会等の責任者は各営業日のみ(対応カレンダーあり)対応しますので、事前に対応カレンダーのご確認とお電話等で調整ください。(別紙参照)
- ③ 書類のチェックに時間を要しますので、時間に余裕をもって地域責任者のもとへ伺ってください。
- ④ 書類に不備がある場合は実行委員会よりご連絡させていただきます。予めご承知おください。

2. 申込書類

- ① 金銭の授受が発生する出店者と発生しない出店者(主としてバンド演奏など成果を披露するもの)で申請書類が変わりますので、よく確認いただきご提出ください。
- ② 実行委員会が必要と認める場合、追加で書類を提出いただく場合があります。予めご了承ください。

★金銭の授受が発生する事業者

- ① 実施届出書(様式 1-1) ② 誓約書(様式 1-2) ③ 露店等配置図届出書(様式 3) ④ 従事者名簿(様式 4)
- ⑤ 従事者の身分証明書添付台紙(様式 5) * 身分証明書の写しは顔写真付きで両面コピーしてご提出ください。
運転免許証・マイナンバーカード・顔写真+公的証明書 * 官公庁発行のものをご用意ください
- ⑥ チェックシート

★飲食物の販売事業者 ①~⑥に加えて

- ⑦ 飲食店営業(露店等)許可(写) もしくは 営業届出(写)
- 保健所の指導により、今年度から届出対象外の商品を販売する場合でも営業届出をご提出ください。

★金銭の授受が発生しない出展者(主としてバンド演奏など成果を披露するもの)

- ① 実施届出書(様式 2-1) ・ ② 誓約書(様式 2-2) ・ ③ 露店等配置図届出書(様式 3) ・ ④ チェックシート

3. 出店者事前説明会について

- ① 以下の日時に合計3回開催しますのでいずれかの日時に1回必ずご参加ください。

② 出店者事前説明会に出席しない場合出店許可証をお渡ししません。

開催日時

- i) 7月23日(水) 14:00~ 御殿場市民会館 地下 多目的室
- ii) 7月23日(水) 19:00~ 御殿場市民会館 地下 多目的室
- iii) 7月24日(木) 14:00~ 御殿場市民会館 2階 和室

4. 実施日時と区間

- ① 日時 ⇒ 8月2日(土)・8月3日(日) 17:00 ~ 20:30 (催事や販売終了時間)
- ② 区間 ⇒ 8月2日(土) 県道沼津小山線 市役所北交差点 ~ 杉原交差点
8月3日(日) 県道沼津小山線 湯沢交差点 ~ 森之腰(米山モーターズ)交差点

5. 申込資格

- ① 土地の所有者の許可を得て、且つ必要な各種許認可を所持し原則として業として営んでいる方
- ② 静岡県暴力団排除条例に定める団体と関係のない(以下に該当しない)方
〔暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者・暴力団関係企業
暴力団と密接な関係を有する者・暴力団等反社会的勢力に利益を供与する者〕

6. 申込時点の注意

- ① 法律、条例等の法規命令または公序良俗に反するような内容での出店はできません。
- ② 出店場所は、出店者の責任において所有者と協議のうえ、借用してください。(主催者にて出店場所の斡旋はしません)
- ③ 歩行者天国規制区間に営業している事業者が自社店舗前(敷地内)で販売等を行う場合も恐れ入りますが、安心安全のまつり開催のために申請ください。
- ④ 歩車道は原則出店できません。歩道に出店する場合は別紙「私有地以外の道路上の出店について」をご確認ください。

- ⑤出店場所、販売品目、価格等の調整等は、実行委員会では一切いたしません。
- ⑥1店舗につき、1部ずつ届出を提出して下さい。1つの届出で複数店舗の出店は認めません。
- ⑦発電機や調理器具等の対象火気器具等を使用する場合は、消火器の設置箇所を記載してください。
- ⑧くじ引きなどは政令・条例違反になる場合があるため、確認した上で、お申込みください。
- ⑨届出書において静岡県警・消防本部・保健所などの関係機関に提出いたします。
- ⑩静岡県警の指導にて引き続き暴力団等の反社会的勢力との関係調査のため、金銭の授受が発生する出店者におきましては、代表者及び当日出店で従事予定者(使用人)全員分の身分証明書等も一緒にご提出ください。
- ⑪関係機関による調査や書類不備(身分証明書の提出拒否等)によって出店不可になる可能性もあります。

7. 飲食物における出店に関して

- ①これまでも静岡県内一円の飲食店営業許可(露店)が必要な方には、許可証の写しをご提出いただいておりますが、**本年より届出対象外の事業者の方にも営業届出の写しをご提出ください。**
- ②食中毒等の損害を担保するため、飲食露店出店者は原則、損害保険に加入してください。
- ③御殿場保健所の指導により手洗いが出来る設備を設置するように努めてください。
*営業許可申請をした際の図面に即した設備配置を実施に努めてください。
- ④HACCPに沿った衛生管理計画について提出を求める場合があります。
- ⑤保健所が販売自粛に挙げているメニューの販売は本まつりにおいて販売を認めません。
- ⑥当日、御殿場保健所が巡回指導にあたる可能性があります。
飲食店営業許可や営業届出等で不明な場合は、御殿場保健所 衛生業務課 (0550-82-1223)へご確認ください。

8. 当日出店について(違反が確認された場合は、次回以降の出店等を認められない場合があります)

- ①歩行者天国の販売・催事・音出しの実施届出時間は17:00~20:30です。
21:00の交通規制解除時には歩道・車道の通行の妨げにならないようご対応ください。
- ②実行委員会が当日、出店届出済証の有無を確認巡回します。出店届出済証を必ず見える位置に掲示してください。
県警が代表者や従事者の確認に巡回します。身分証明書の呈示が求められることもありますので、予めご了承ください。
販売等でご多忙のところ恐れ入りますが、ご協力ください。
- ③土地所有者へ迷惑をかけないよう地面を養生し、終了後に周辺の清掃を実施、ごみは各自でお持ち帰り、処理ください。
- ④飲食スペース、テーブル等を設置する際は、交通の妨げ(道路口はみださない等)にならないように徹底してください。
- ⑤パレード通過中、パレードの進行がスムーズに行えるよう来場者の誘導にご協力ください。
- ⑥発電機や調理器具等の対象火気器具等を使用する場合は、消火器を携帯してください。
- ⑦器物破損等により所有者に損害賠償が発生した場合など、実行委員会本部にも報告してください。
- ⑧事件、事故その他危険行為等を発見した場合には、実行委員会本部へ報告してください。
- ⑨緊急時は、実行委員会の指示に従い来場者の安全確保にご協力ください。
- ⑩近年、出店者が熱中症等により救急センターへ搬送されているケースが発生しております。こまめに水分補給など体調管理に努めてください。また、実行委員会本部・支部本部には看護師が常駐しておりますので、有事の際にはご活用ください。

9. 当日の音出しイベント等に関して

- ①音出ししているパレード団体が通過中は、音が被らないようご配慮ください。
- ②演奏中は、観客が道路上に出ないように、注意喚起をしてください。
- ③近隣住民の方の生活もありますので、音出しが長く続きすぎないように演奏時間や間隔を調整ください。

10. 雨天の対応

- ①原則実施しますが豪雨など危険であると実行委員長が判断した場合は中止します。
両日とも15:30に協議を開始し、中止の場合は同報無線や当会 X(旧 Twitter)等でお知らせします。
- ②小雨等で実施の場合、出店の判断は出店者に委ねます。機材等の故障等については出店者の責任でご対応ください。

問合せ先：御殿場夏まつり歩行者天国実行委員会(御殿場市商工会) TEL:0550-83-8822



飲食(露店)や販売行為に関する注意要項

飲食物の提供や、食品・酒類等の販売を行う場合は、御殿場保健所衛生業務課(TEL:82-1223)へ事前にご相談(販売品目や提供方法・許可業種等のご確認)をお願い致します。

- ①飲食物の販売行為を希望する場合は、飲食店営業許可(露店)のある方のみ受付いたします。
*店舗外でビールサーバーにて生ビールを提供したい場合には営業許可が必要です!
- ②営業許可が不要な業種でも営業届出を申請されていることが望ましいです。
御殿場保健所より令和3年6月より営業届出が必要な場合があると案内されています。
- ③食品等の販売は、製造販売許可業者が製造し、食品表示ラベル等があるものに限り、製造業の営業許可が必要になります。
- ④御殿場保健所の指導により手洗いが出来る設備を設置するように努めてください。
*営業許可申請をした際の図面に即した設備配置に努めてください。
- ⑤保健所が販売自粛に挙げているメニューの販売は本まつりにおいて販売を認めません。
- ⑥提出書類は御殿場保健所の方が事前チェックされます。また当日巡回指導を実施する可能性があります。
- ⑦出店場所等で営業されている方や、関係法令等を順守し生業とされている方以外の出店はご遠慮下さい。
*実行委員会や商店街、支部等が要請した場合や、土地所有者の責任で特別に出店した場合等を除きます。
- ⑧道路使用許可申請(歩道の一部利用)を認めるのは、駅通り、マイロード、宮前の一部のみです。
- ⑨事前説明会へ必ずご出席下さい。説明を受けない方には提出済証は発行できませんのでご注意下さい。
- ⑩ゴミ箱をお客様から見える位置に必ず設置してください。

【 飲食店営業(露店)で提供できる食品等の例示 】 <御殿場保健所衛生業務課>

①飲食店営業(露店)許可で提供できる食品等

酒類(ビールサーバー提供を含む) *缶ビール等の酒類の販売は、税務署の小売酒販免許と届出が必要です!

焼きとり・きりたんぽ・五平餅・フライ類・じゃがいも・ホットドッグ・焼きそば・揚げ魚肉練製品
焼饅頭・中華そば類・ミニカステラ・きんつば・揚げあられ・たい焼き・クレープ・イカ焼き

②かき氷

製氷製造業で製造し、容器包装された氷に限り、保管は容器包装の基準に適合する容器に限り、

③生食用商品

生食用商品は提供できません。(例)生食用鮮魚介類、生寿司、食肉の刺身 等

④米飯

米飯については販売のみとします。弁当・丼物類の調整(盛付行為等含む)はできません。
仕出し屋等固定店舗で調整したものの販売に限り、(仕出しは仕出しの営業許可が必要です)

⑤調理

使用水は飲用適合のものに限り、(使用水の保管は容器包装の基準適合する容器に限る)

⑥営業許可が不必要な食品(営業届出の提出が必要な場合があります)

甘酒・焼いも・焼きとうもろこし・ゆで栗・甘栗・炒り豆・ポップコーン・爆弾あられ・飴細工
りんご飴・べっとう飴・いちご飴・ニッキ・ほおずき・チョコバナナ・七味唐辛子・ハッカパイプ

★あくまで例ですので詳細については、保健所へ直接お問い合わせの上、必要な手続きをして下さい。

★お問合せ先：静岡県御殿場保健所 衛生業務課 TEL 0550-82-1223

歩行者天国届出書の確認者と届出先について

- 届出書には、事前に「実施場所の所有者確認印」と「地域責任者の確認印」が必要です。(署名捺印、又は記名押印)
- 届出書に記入漏れがないようご確認の上、**地域責任者へ提出の際は必要な申請書類を全てご提出ください。**
- 届出書は、**責任者不在や定休日等で受付出来ない場合もありますので、カレンダー(別紙参照)をご確認のうえ、責任者のもとへいらしてください。**責任者にご迷惑をおかけしないようご対応ください。
- 当日は、実行委員会、警察署、警備員、商工会支部等の関係者の指示に従って下さい。
- 届出期限は、6月27日(金)です。**

★8月2日(土) 実施区域:県道沼津小山線 市役所北交差点～杉原交差点 (二枚橋・御殿場)

支部・商店会名	地域	地域責任者(企業名・代表者)		電話番号
御殿場第五支部長	二枚橋	コミーズオフィス	小宮山毅	090-5510-3324
御殿場第二支部長	御殿場	府川畳店	府川直次	0550-82-1121
東御殿場サービス店会	御殿場	ヘアサロンこみやま	小宮山富雄	0550-82-2891

★8月3日(日) 実施区域:県道沼津小山線 湯沢交差点～森之腰(米山モータース)交差点 (湯沢・新橋・森之腰)

支部・商店会名	地域	地域責任者(企業名・代表者)		電話番号
御殿場第一支部長	新橋	望月たばこ店	望月健一郎	0550-82-0271
元町通り	新橋	望月たばこ店	望月健一郎	0550-82-0271
本町通り	新橋	永井薬局	永井久雄	0550-82-0027
マイロード	新橋	旬菜割烹なかだ	高杉直史	0550-82-1150(日・祝除く)
駅通り	新橋	石川商店	石川英嗣	090-9139-4340
宮前通り	新橋	小野園	小野盛久	0550-82-0468
軒田通り	新橋	テーエム商会	土屋雅司	090-3850-9017 (平日午後のみ)
原里支部長	森之腰	砂山商店	砂山晃一	090-7956-8863(日除く)
御殿場第三支部長	湯沢	山口屋	山口 厚	0550-83-3501

★届出済証お渡し日(事前説明会開催日程) *露店・物販・音だし等イベント共通

①7月23日(水) 14:00～ ②7月23日(水) 19:00～ 御殿場市民会館 地下 多目的室

③7月24日(木) 14:00～ 御殿場市民会館 2階 和室

*①～③のいずれかの日時に必ず説明会へご参加ください。

*私有地以外の道路上の出店は説明会終了後に警察へ手続をして頂きます。

<各種お問合せ先>

①出店全般	⇒	御殿場市商工会 商業係	TEL:83-8822
②道路使用許可申請	⇒	御殿場警察署 交通課	TEL:84-0110
③火気器具使用	⇒	消防本部 予防課	TEL:83-0119
④飲食物の販売行為	⇒	保健所 衛生業務課	TEL:82-1223

私有地以外の道路上の出店について（道路使用許可申請）

道路使用許可申請につきましては静岡県警に申請が必要です。

詳細は御殿場警察署 交通課 Tel0550-84-0110へお問合せください。

1. 道路使用に関する諸注意

- ①原則は私有地のみ出店可能ですが、**駅通り、マイロード、宮前の一部のみ**道路への出店を認めます。
その場合、必ず警察への道路使用許可申請が必要です。
- ②歩道も道路に該当するため、私有地の境を確認し歩道にかかる場合は必ず道路使用許可を申請して下さい
- ③**上記に該当しない通りでの出店の場合、店舗敷地内での営業(道路にかからないように)実施してください。**
- ④他の業者と出店場所が重なることやその他トラブルを未然に防止するため、道路後ろもしくは出店前の土地所有者、店舗運営者、居住者に確認を取り、様式1の「7-2」に署名捺印をもらって下さい。
- ⑤その他、トラブルが発生した場合は当事者間で調整して頂きます。
- ⑥県道(けやきかん前)は静岡県沼津土木事務所より許可がおりないため、使用できません。
また今年度も、けやきかん前に歩行者天国本部と警備本部を設営します。

2. マイロード(イメージ図)



※道路後ろの土地所有者または店舗運営者、居住者に確認を取り、様式1の「7-2」に署名捺印をもらってください。

3. 駅通り(平成29年画像)



※出店前の土地所有者または、店舗運営者、居住者に確認を取り、様式1の「7-2」に署名捺印をもらってください。
※道路を背にして歩道上に出店して頂きます。

4. 軒田通り



※沼津土木事務所所有の道路にかからないようご注意ください。

5. 手続き

- ①説明会に出席し、届出済証を受け取ってください。
- ②説明会に参加後、7月25日(金)までに警察署交通課へ行って申請書を書いてください。
提出書類: 出店場所が分かる地図、露店等配置図、届出済証(写)、印鑑、1 申請につき印紙代 2,300 円
- ③申請がおりて警察署から連絡があるため、道路使用許可書を平日の昼間の時間に、取りに行ってください。
- ④夏まつり歩行者天国当日に必ず道路使用許可書を持参し、警察署の巡回の際に提示してください。
- ⑤お問合せ先: 御殿場警察署 交通課規制係 Tel0550-84-0110